

産業振興課における豊中市後援名義使用承認の取り扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業を振興するためにおこなう事業に関して、産業振興課がおこなう後援名義の使用承認事務を、円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(申し込み)

第2条 産業振興課から後援名義の使用承認を受けようとする主催者は、豊中市後援名義使用申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 事業などの目的及びその概要を明らかにする書類
- (2) 主催者の定款、規約又は会則など主催者の存在及び活動実績を明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用承認基準)

第3条 産業振興課が後援名義等の使用を承認することのできる事業等は、後援名義の使用が豊中市中小企業チャレンジ促進プランで示している豊中市の産業振興施策の推進に寄与すると認められるもので、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 事業の内容が、公共性が高く、市内中小企業の振興に積極的に寄与するものであること。
- (2) 特定の者、地域等を対象とした事業でないこと。
- (3) 営利を主たる目的として運営されるものでないこと。
- (4) 政治又は宗教にかかわる団体でないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものでないこと。

(承認等)

第4条 市長は、第2条による申し込みがあったときは、その内容を審査し、前条の基準を認められるときは、所定の回答様式(様式第2号)により、必要な条件を付して承認する。

2 市長は、審査の結果、承認をおこなわないと決定したときは、その旨を所定の回答様式(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

(報告)

第5条 後援名義の使用承認を受けたものは、事業終了後1か月以内に、事業結果について報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 開催要項
- (2) 事業等の収支決算書
- (3) プログラム・ポスター・チラシ等の印刷物

(承認の取り消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定による申し込みの内容が虚偽の場合
- (2) 第4条に規定する後援名義の使用承認に付された条件に違反した場合
- (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をする場合
- (4) その他市長が不適切と判断した場合

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月16日から実施する。

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。